

浦和法律事務所だより

残暑お見舞い申し上げます

前回の浦和法律事務所だよりの発行から1年以上経過しました。この間に、当事務所ではメンバーの入れ替わりがあり、現在は、弁護士9名、事務局5名の体制となっております。当事務所は、創立以来の「広く市民の生活と権利を守るために活動を共同で行う」という共通理念のもと、市民生活に関わる幅広い分野の業務を取り扱っております。

さらに、当事務所の弁護士は、基本的な分野への対応に止まらず、より専門的な分野に日々努力し、多種多様な法的ニーズにお応えできるよう準備をしております。

専門的な分野として、例えば、不動産競売手続に関する問題、事業承継に関する遺産相続問題、国際離婚（涉外離婚）に関する問題、交通事故における後遺障害等級認定に対する異議

申立の問題、少年事件の付添人活動、犯罪被害者支援などがあります。

今後は、一般の方が不動産を安く購入する方法として競売手続に関与する際のサポートや一人暮らしの高齢者の見守りを含めた総合的な高齢者支援について、事務所として積極的に取り組んでいこうと考えております。

当事務所のホームページも各分野の解説を充実させておりますので、是非ご覧ください。

今後も、多種多様な法的問題に対応し、皆様の期待に応えられるよう、事務所一同、研鑽を重ねていく所存です。何卒、よろしくお願い申し上げます。

書籍の紹介

「これだけは知っておきたい 図解 離婚のための準備と手続き」改訂4版（新星出版）は、浦和法律事務所の弁護士鈴木幸子と弁護士柳沢里美が共同監修を努めています。

改訂を重ね、最新版は2016年3月発行の第4版です。最新版はオールカラーになり、読みやすくなっています。

離婚の手続のやさしい解説のほか、押さえておきたい知識や情報、裁判例も充実しています。どうぞ参考にして下さい。



新人紹介

新しく浦和法律事務所に入所致しました **守重典子**（もりしげ のりこ）と申します。

私は、中学生の頃から弁護士という職業に憧れをもつようになり、やっと弁護士としての第一歩を踏み出せたことに喜びを感じております。

入所して早くも8ヶ月経ちましたが、まだまだ分からないことも多く、先輩弁護士の背中を見ながら、日々勉強と反省の毎日です。

ただ、弁護士1年生であっても、依頼者の方にとっては「一人の弁護士」であることに変わりなく、そこに甘えは許されません。その点で、弁護士という職業の責任を改めて実感しております。

まだまだ至らない点もあると思いますが、少しでも皆様のお力になれるよう、日々努力を怠らず研鑽していく所存です。

何卒、よろしくお願い申し上げます。



67期の **岡田宜智**（おかだ よしのり）と申します。

早いもので、浦和法律事務所に移籍して来てからもう6か月が経ちました。

弁護士・事務局を問わず、事務所内のスタッフがみなさん優しいので、楽しく仕事をさせていただいております。

浦和法律事務所の設立理念は、「広く市民の生活と権利を守るために諸活動を共同で行うこと」とあります。私も事案の軽重にかかわらず、広くどのような法律問題であっても親身になって対応できるような弁護士になりたいと思っています。

弁護士としての生活も2年目に入り、段々と業務も忙しくなってきましたが、初心を忘れず、今後も努力を重ねて参る所存です。

至らぬ点も多々あることと存じますが、ご指導ご鞭撻を賜りますよう何卒宜しくお願い申し上げます。



第13回市民講座のお知らせ

今回は柳沢弁護士による相続講座です。

詳細は、同封の講座案内、又はHPをご覧ください。

毎回満席となる人気講座です。

お申込みはお早めに！

日時：2016年10月1日（土）午後2時～3時

参加費無料

場所：浦和法律事務所 会議室

お申し込み方法：お電話またはFAX

マンション管理に専門家の活用を！

今春、マンション標準管理規約の改正が行われました。

マンション標準管理規約とは、区分所有マンション（いわゆる分譲型）のルールを定める管理規約の見本となるもので、多くの管理組合が、管理規約の設定、変更の作業の際に参考にしています。

改正点は多岐にわたりますが、ここでは「外部専門家」の活用を取り上げてみたいと思います。

管理組合の活動は、理事（長）及び監事といった役員を中心に行われます。

これまでの標準管理規約では、これらの役員については「区分所有者」の中から選任することとされていましたが、今回の改正では外部専門家を役員として選任できることとする場合の定めが追加されています。これによって管理組合には、従来の区分所有者を要件とする形と、外部専門家が関与する形の二つの選択肢が示されたことになります。

外部専門家の役員登用は、住民の高齢化の問題を一つの要因とする役員の担い手不足や無関心の問題、あるいは、生活様式の多様化に伴う管理の複雑化などの問題に対する一つの解決策として示されたものです。

選任された外部専門家は、「専門家」としての知識や経験を充分に活用し、課題に向き合うことになります。

直面する課題があるのに遅々として進まない。

そんな思いを抱いている管理組合には、是非とも「外部専門家」としての「弁護士」のご活用をご検討ください。

（河原崎）

法律相談のご案内

- 法律相談料 45分まで5,400円（税込）
- 当事務所では、祝日を除く毎日、相談を実施しております。
- お電話048-833-4621にてご予約ください。

※キッズルームを用意しております。お子様連れの方も安心してご相談ください。
※法テラスの援助制度もご利用いただけます。

※メールでの法律相談予約も可能です。ホームページからご予約ください。

浦和法律事務所

検索

誰も見捨てない社会へ

弁護士 吉岡 翁

私は、刑事弁護と犯罪被害者支援をライフワークとしています。「まるで中世のようだ」と国際的な批判を受けている日本の刑事手続ですが、いつの日か国際人権法に則った適正な手続が日本にも実現されることを願っています。

その刑事手続の中で、弁護士を含む日本社会から、今も見捨てられたままの人々がいます。それは「犯罪加害者の家族」です。ただ犯人の家族であるというだけで、世間からの厳しい批判にさらされています。けれども、親族には何の落ち度もないことがほとんどなのです。彼らにも支援が必要です。最近やっと、弁護士会がわずかに動き始めました。

互いを尊重し合える寛容な社会で、みんな一緒に笑顔で生きて行きたいですね。

私の読書スタイル

弁護士 守重典子

夏の暑さから逃げるように、最近は、読書・映画という完璧にインドアな趣味に没頭しています。

特に、実写化されていない小説の登場人物を、「実写化するならこの俳優さん」と勝手に配役しながら読むことにはまってます。いざ実写化されると、想像とは全く違った配役になることが多いんですけどね。

格安SIM

弁護士 岡田宣智

最近、携帯電話をガラケーとスマホの2台持ちにしました。スマホは、最近流行りの格安SIMで使用しています。よく分からぬ横文字には辟易しますが、大体的にはテレビCMもやっていますし、気になっている人も多いのではないでしょうか。私の場合は、通話はガラケー、データ通信はスマホと目的を区別して使用しております。携帯電話を2台持つことになりましたが、いわゆるキャリアのスマホ1台を使用していた時に比べて毎月の料金が半分以下になったので、お財布事情としては大分経済的です。あまり格安SIMを宣伝しすぎると業者の回し者と思われかねないので、ここら辺で。

病院嫌い

弁護士 鈴木幸子

二月の終わりころ、突然、朝目覚めると右手の手首から先が麻痺していた。手指の屈伸にかなりの支障がある、握力が極度に落ちている。その結果、箸が使えない(フォークは何とか握れるので、以後マイフォークを持ち歩く)、ボールペンが握れない(左手で書いてみるが歪んで読めない。最後のころはかなり上達した)、鍼が使えない(食品の入った袋が開けられない)、ペットボトルの蓋が開けられない(近くにいる人の手を使う)、プルトップが引っ張れない(テコの原理を応用し、細長いキッキングッズで引っ張る)、重い鞄が持てない(リュックに替える)等々、大変不自由な思いをした。「手の動きをカバーするキッキングッズはなぜないのだ。この超高齢社会に。」自己流でパソコンは使えたので、仕事は何とかできていた。二か月程経過しても症状は一向に改善せず、病院嫌いの私もさすがに不安になつた。「脳に異常があるのではないか?」MRIを初め、いくつかの検査をしたが異常は認められなかった。ところが、六月の終わりころ、手がムズムズする感覚が生じ、ある日突然、症状が消えて箸が使えるようになった。健康であることの有難さを実感した次第である。結局、原因は判明せず、何の治療もせず、自然に治癒してしまつたのである。ますます病院嫌いに拍車がかかってしまった。ちなみに、リュックは快適で、症状が消えた現在も愛用している。

仕事鞄

弁護士 柳沢里美

私の仕事鞄はオレンジ色の革のブリーフケース(ショルダー付き)です。修習生のころから使い始め、弁護士になってからもずっと使ってています。超高級なブランド鞄ではないし、修理を繰り返しているのでそろそろ限界かもと思いますが、お気に入りなので使える限りは大切に使い続けたいです。

早朝ウォーキング再開

弁護士 堀哲郎

最近、早朝ウォーキングを再開しました。

コースは、以前と同じ上野公園・不忍池周回コースですが、以前と異なっていることが2つあることに気が付きました。一つは、早朝にもかかわらず、ポケモンGOに興じている人が沢山いたことです。もう一つは、不忍池の池畔から少し中ほどまで歩行デッキが新設されていたことです。そこに立つと、満開の蓮の花に囲まれ、それらが朝日に映えて輝く様は実に壯観でした。

不毛な争いに終止符を

弁護士 河原崎友太

子どもたちを保育園へと送り届けるのが私の毎朝の「仕事」。

2歳になった双子と5歳になるお姉ちゃんを連れての大移動のため「仕事」と呼ぶのがふさわしい。

移動手段は兄弟用ベビーカー(十お姉ちゃんが乗るステップ)。

座れる場所は前後2箇所。前は乗り心地が良く、後ろは一応座れます的な感じで乗り心地悪い。

故に、毎朝、前の座席をかけた双子の戦いが始まる。

「不毛な争い」

そう呼ばずしてなんと呼べばよいのか分からないこの争い。

私は、この不毛な争いに終止符を打つべく、双子(姉)にグミを差し出し、後ろ座席におびき寄せるのである。これも含めて毎朝の「仕事」。

我が心のヒーロー

弁護士 水口 匠

皆さんに「ヒーロー」はいますか?

私は断然、横綱千代の富士です。

鋼のような引き締まった肉体、精悍な顔立ち、理想型ともいえるちょんまげ、小さい体から繰り出される力強い技の数々、そして、無類の強さ。

小学生のころの私は、本場所が始まると夕方5時40分には友だちとの遊びを切り上げて家に飛んで帰り、テレビにかじりついていました。

気分が乗ると、洗濯ばさみを髪に挟んでちょんまげを結ったり、白の墓石を塩代わりにして撒き散らしたり・・・(千代の富士の塩の撒き方も独特でカッコよかったです!)。後で親に叱られたことは言うまでもありません。

引退会見の時はショックでテレビから離れられないほどでした。

正に、私の中の最強の男で最高のヒーロー。今でも他の追随を許していません。

心からご冥福をお祈りいたします。

「超高齢社会」に向けての私の決意

弁護士 沼尻隆一

4月から、埼玉弁護士会の、「高齢者・障害者権利擁護センター運営委員会」の委員になりました。

わが国では、すでに、総人口の25%以上、つまり4人に1人が、65歳以上の高齢者という、「超高齢社会」が到来しています。

私自身、親の一人がグループホームに入所中ですし、いずれ誰もが、この「超高齢社会」の影響を受ける可能性があるのです。

私も一弁護士として、今後は、認知症などが発症した方の「法定後見人」としての活動をはじめとして、依頼者の方との、「任意後見契約」、そして、「財産管理契約」、あるいは、それらの契約を含めた包括的なスタイルの「ホームロイヤー契約」の締結など、高齢者・障害者の方々を支え、その依頼に力強くこたえるための、さまざまな業務に、積極的に取り組んでいきたいと決意を新たにしております。